

利 用 者 の た め に

1 調査の目的

農業構造動態調査（以下第1部において「調査」という。）は、農業構造を取り巻く諸情勢が著しく変化する中で、5年ごとに実施する農林業センサス実施年以外の年の農業構造の実態及びその変化を明らかにするため、農業生産構造、就業構造に関する基本的事項を把握し、農政の企画・立案、推進等に必要な資料を整備することを目的とする。

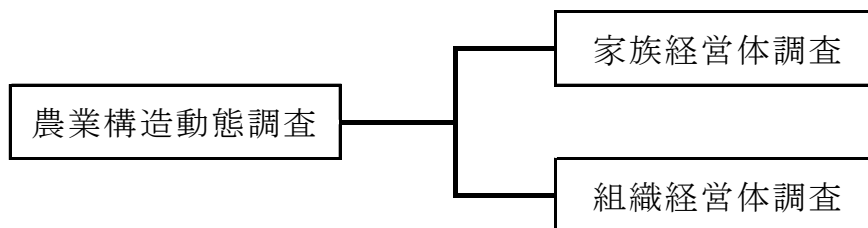
2 調査の根拠

調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

3 調査機構

調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方組織を通じて実施した。

4 調査の体系



5 調査の対象

調査は、規定に該当する全ての農業経営体（13 用語の解説「農業経営体」参照）を調査の対象とし、農業経営体を「家族経営体」と「組織経営体」に区分して行った。

6 調査期日

平成31年2月1日現在

7 調査事項

(1) 家族経営体調査

- ア 経営体の概要
- イ 土地に関する事項
- ウ 世帯に関する事項
- エ 農業労働力に関する事項
- オ 農産物の販売に関する事項
- カ 農作業の受託に関する事項

(2) 組織経営体調査

- ア 経営体の概要
- イ 土地に関する事項
- ウ 農業労働力に関する事項
- エ 農産物の販売に関する事項
- オ 農作業の受託に関する事項

8 調査方法

(1) 標本抽出の方法

ア 家族経営体調査

家族経営体は、標本調査により行うこととし、2015年農林業センサス（以下第1部において「センサス」という。）結果に基づいて作成した母集団名簿（以下第1部において「母集団名簿」という。）から標本抽出した。

標本抽出は、都道府県ごとに第1次抽出単位を昭和25年2月1日現在における市区町村（以下「旧市区町村」という。）、第2次抽出単位を旧市区町村内に所在する家族経営体とし、その抽出した家族経営体（以下「標本経営体（家族）」という。）の全体を主副業別及び農業経営組織別に階層区分する層化2段抽出法により行った。

なお、抽出した標本経営体（家族）は、原則として4年間固定する。

- (ア) 都道府県ごとに抽出する標本旧市区町村数は、当該都道府県ごとにセンサスにおいて家族経営体があるとされた旧市区町村総数の3分の1とした。
- (イ) 主副業別の階層ごとの標本経営体数は、主業農家に係る推定値の精度を確保するため、主業階層の標本配分を厚くした。
- (ウ) 主副業別の階層ごとの全国の標本経営体数を、全国農業地域別にセンサス結果の経営体数に比例して配分し、さらに、全国農業地域ごとの農業経営組織別経営体数の平方根に比例して農業経営組織別に配分した。
- (エ) (ウ)で配分した階層別（主副業別及び農業経営組織別）の全国農業地域別標本経営体数を、都道府県別にその母集団経営体数に比例して配分した。
- (オ) 1次抽出及び2次抽出は、都道府県別階層別に系統抽出法により行った。

イ 組織経営体調査

組織経営体は、農産物の生産を行う組織経営体と農作業の受託のみを行う組織経営体に区分して、それぞれを母集団名簿から標本抽出した。

標本抽出は、都道府県ごとに母集団を経営形態別（農事組合法人、会社法人、各種団体、非法人）に層化する層化系統抽出法により行った。

なお、新設組織経営体の母集団については、前年度までに情報収集により把握した新設組織経営体を用いて標本抽出を行った。

抽出方法は、把握した新設組織経営体の組織属性を把握していないことから層化せず都道府県ごとに系統抽出法により行った。

抽出した標本経営体（組織）は原則として4年間（新設組織経営体の場合は選定年次により3年間又は2年間継続、4年目に選定した組織経営体は1年間）固定する。

- (ア) 農産物の生産を行う組織経営体

全国の標本経営体（組織）数を経営形態別（農事組合法人、会社法人、各種団体、非法人）の４つの階層別並びに都道府県別にその母集団組織経営体数に比例して配分した。

(イ) 農作業の受託のみを行う組織経営体

全国の標本経営体（組織）数を経営形態別（農事組合法人、会社法人、各種団体、非法人）の４つの階層別並びに都道府県別にその母集団組織経営体数に比例して配分した。

(2) 調査の実施

ア 家族経営体

調査は、統計調査員が、標本経営体（家族）に調査票を配布・回収又はオンライン調査による回収のいずれかによる自計調査による実施を基本とし、調査対象者から申し出があった場合には統計調査員による面接調査の併用により実施した。

イ 組織経営体

調査は、標本経営体（組織）に調査票を郵送により配布し、郵送又はオンライン調査により回収する自計調査により実施した。

9 調査対象経営体数及び回収率

区分	調査対象経営体数	有効回収数	回収率
家族経営体	33,000経営体	32,302経営体	97.9%
組織経営体	10,989経営体	8,803経営体	80.1%

10 集計方法

本調査の集計は、農林水産省大臣官房統計部において行った。

集計は、次の(1)～(3)について、それぞれ全国、全国農業地域別又は都道府県別に行った。

(1) 農業経営体

農業経営体の値は、家族経営体の推定値と組織経営体の推定値を合算した。

(2) 家族経営体

集計区分ごと及び推定対象項目ごとに、次の推定式により推定した（表１参照）。

〈 推定式 〉

$$X = \sum_{i=1}^L \frac{\sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}}{\sum_{j=1}^{n_i} y_{ij}} Y_i$$

X …… 集計区分ごとの推定対象項目に係る全国値、全国農業地域ごとの合計値又は都道府県計値の推定値

L …… 階層の数（33階層、主副業別（3階層）×農業経営組織別（11階層））

n_i …… 第 i 階層の標本数

x_{ij} …… 第 i 階層第 j 番目の標本経営体の集計区分及び推定対象項目に対応する

調査結果値

y_{ij} ・・・第*i*階層第*j*番目の標本経営体の集計区分及び推定対象項目に対応するセンサス結果値

Y_i ・・・当該集計区分及び推定対象項目に係るセンサス結果による第*i*階層の当該全国値、当該全国農業地域の合計値又は当該都道府県計値

ここで、 x_{ij} 及び y_{ij} については、当該推定対象項目が経営体数に係る項目である場合には、当該標本経営体が当該集計区分に属するときは「1」、その他のときは「0」とし、当該推定対象項目が経営体数以外の項目である場合には、当該標本経営体が当該集計区分に属するときは当該標本経営体に係る当該項目の値、その他のときは「0」とする（(3)についても同様）。

(3) 組織経営体

ア 集計区分ごと及び推定対象項目ごとに、次の推定式により推定した（表2参照）。

〈 推定式 〉

$$X = \sum_{i=1}^L \frac{\sum_{j=1}^{n_i} x_{ij}}{\sum_{j=1}^{n_i} y_{ij}} Y_i + \sum_{i=1}^L \left(\frac{M}{\sum_{i=1}^L m_i} \sum_{k=1}^{m_i} Z_{ik} \right)$$

X ・・・集計区分ごとの推定対象項目に係る全国値又は全国農業地域ごとの合計値の推定値

L ・・・階層の数（4階層、経営形態別（農事組合法人、会社、各種団体等、非法人））

n_i ・・・第*i*階層の標本数

x_{ij} ・・・第*i*階層第*j*番目の標本経営体の集計区分及び推定対象項目に対応する項目に係る調査結果値

y_{ij} ・・・第*i*階層第*j*番目の標本経営体の集計区分及び推定対象項目に対応する項目に係るセンサス結果値

Y_i ・・・当該集計区分及び推定対象項目に係るセンサス結果による第*i*階層の当該全国値又は当該全国農業地域の合計値

Z_{ik} ・・・第*i*階層第*k*番目の標本（前年までの）新規組織経営体の x の値

M ・・・前年までの新規組織経営体数

m_i ・・・第*i*階層の標本（前年までの）新規組織経営体数

イ 標本による推定値に、市区町村、農業委員会、農業協同組合等からの情報により把握した過去1年間の新設組織経営体数を加えた。新設組織経営体については、その組織属性までは把握できていないため、調査事項はその実態を踏まえ農産物の生産を行う組織経営体の推定値により配分した。

表 1 家族経営体における推定対象項目

推定対象項目		対応する調査結果値及びセンサス結果値
経営体数		家族経営体に該当する場合 1、他の場合 0
販売農家	農家数（主副業別、経営耕地面積規模別、農業経営組織別、専兼業別、農産物販売金額規模別等）	販売農家で各区分に該当する場合 1、他の場合 0
	経営耕地面積（田、畑、樹園地別）	販売農家に該当する場合経営耕地面積（田、畑、樹園地別）、他の場合 0
	耕作放棄地面積（田、畑、樹園地別）	販売農家に該当する場合耕作放棄地面積（田、畑、樹園地別）、他の場合 0
	借入耕地面積（田、畑、樹園地別）	販売農家に該当する場合借入耕地面積（田、畑、樹園地別）、他の場合 0
	世帯員数（男女別）	販売農家に該当する場合各世帯員数（男女別）、他の場合 0

表 2 組織経営体における推定対象項目

推定対象項目		対応する調査結果値及びセンサス結果値
農産物の生産を行う組織経営体	経営体数	農産物の生産を行う組織経営体の場合 1、他の場合 0
	土地面積（田、畑、樹園地別）	農産物の生産を行う組織経営体の場合土地面積（田、畑、樹園地別）、他の場合 0
	農産物出荷先別の経営体数	農産物の生産を行う組織経営体で該当する農産物出荷先に出荷している場合 1、他の場合 0
	受託作業種類別の経営体数	農産物の生産を行う組織経営体で該当する種類の作業を受託している場合 1、他の場合 0
	事業収入区分別経営体数（受託料金、販売金額の別）	農産物の生産を行う組織経営体で事業収入（受託料金、販売金額の別）が該当する区分に対応している場合 1、他の場合 0
農作業の受託のみを行う組織経営体	経営体数	農作業の受託のみを行う組織経営体の場合 1、他の場合 0
	受託作業種類別の経営体数	農作業の受託のみを行う組織経営体で該当する種類の作業を受託している場合 1、他の場合 0
	受託料金区分別の経営体数	農作業の受託のみを行う組織経営体で受託料金収入が該当する区分に対応している場合 1、他の場合 0

11 実績精度

農業経営組織別の家族経営体数計、組織経営体数計及び販売農家数計についての実績精度を標準誤差率（％）（標準誤差の推定値÷推定値×100）により示すと、次のとおりである。

家族経営体

単位：％

計	稲作	畑作	露地野菜	施設野菜	果樹類	酪農	肉用牛	その他	複合経営
0.7	1.5	2.8	1.9	1.6	1.6	3.1	2.8	3.0	1.2

組織経営体

単位：％

計	稲作	畑作	露地野菜	施設野菜	果樹類	酪農	肉用牛	その他	複合経営
0.4	0.4	1.4	2.9	1.6	2.4	3.3	2.1	1.1	0.7

販売農家

単位：％

計	稲作	畑作	露地野菜	施設野菜	果樹類	酪農	肉用牛	その他	複合経営
0.8	1.6	2.8	1.9	1.6	1.6	3.1	2.8	3.0	1.2

12 統計の表章範囲

本書に掲載した全国農業地域及び地方農政局の区分は、次のとおりである。

(1) 全国農業地域とその範囲

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東山	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
東海	岐阜、静岡、愛知、三重
近畿	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
中国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
四国	徳島、香川、愛媛、高知
九州	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島
沖縄	沖縄

注：沖縄については、全国値及び都府県値に含むが地域別の表章はしていない。

(2) 地方農政局とその範囲

地方農政局名	所 属 都 道 府 県 名
関 東 農 政 局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東 海 農 政 局	岐阜、愛知、三重
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知

注： 上記以外の地方農政局（東北、北陸、近畿及び九州）の範囲については、全国農業地域区分における各地域の結果と同じであることから、表章は行っていない。

13 用語の解説

農 業 経 営 体

農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

ア 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業

イ 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農業経営体の外形基準以上の規模の農業

①露地野菜作付面積 15 a

②施設野菜栽培面積 350 m²

③果樹栽培面積 10 a

④露地花き栽培面積 10 a

⑤施設花き栽培面積 250 m²

⑥搾乳牛飼養頭数 1 頭

⑦肥育牛飼養頭数 1 頭

⑧豚飼養頭数 15 頭

⑨採卵鶏飼養羽数 150 羽

⑩ブロイラー年間出荷羽数 1,000 羽

⑪その他 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模

ウ 農作業の受託の事業

家 族 経 営 体

1 世帯（雇用者の有無は問わない。）で事業を行う者をいう。
なお、農家が法人化した形態である一戸一法人を含む。

組 織 経 営 体

世帯で事業を行わない者（家族経営体でない経営体）をいう。

農産物の生産を行う組織経営体

組織経営体のうち、農産物の生産のみを行うか、農産物の生産及び農作業の受託を行う組織経営体をいう。

農作業の受託のみを行う組織経営体	組織経営体のうち、農作業の受託のみを行う組織経営体をいう。
販 売 農 家	経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前 1 年間ににおける農産物販売金額が50万円以上の規模の農業を行う世帯をいう。
法人化している (法人経営体)	農業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。法人とは、法人格を認められている者が事業を営んでいる場合をいう。
農事組合法人	農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき農業生産について協業を図ることにより、共同の利益を増進することを目的として設立された法人をいう。
会 社	会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社、合名会社、合資会社又は合同会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。
各 種 団 体	農協（農業協同組合法に基づく農業協同組合、農協の連合組織（経済連等）を含む。）、その他の各種団体をいう。 その他の各種団体とは、農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合、森林組合以外の組合、愛林組合、林業研究グループ等の団体をいう。林業公社（第3セクター）もここに含む。
その他の法人	農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、特例民法法人、一般社団法人、一般財団法人、宗教法人、医療法人などが該当する。
経 営 耕 地	調査期日現在で農業経営体が経営している耕地をいい、自家で所有し耕作している耕地（自作地）と、よそから借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。 経営耕地＝所有地（田、畑、樹園地）－貸付耕地－耕作放棄地＋借入耕地
田	耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。 「水をたたえる」ということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含む。したがって、天水田、湧水田なども田とした。 (1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。 (2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・

	茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。 なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っていても畑とした。
畑	耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。
樹園地	木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a 以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。 花木類などを5年以上栽培している土地もここに含む。 樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。
借入耕地	他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。
販売目的の水稻	販売を目的で作付けした水稻であり、自給用のみを作付けした場合は含まない。 また、販売目的で作付けしたものを、たまたま一部自給向けにしたものは含む。
雇用者	雇用者は、農業経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。）の合計をいう。
常雇い	主として農業経営のために雇った人で、雇用契約（口頭の契約でもかまわない。）に際し、あらかじめ7か月以上の期間を定めて雇った人のことをいう。
臨時雇い	日雇、季節雇いなど農業経営のために臨時雇いした人で、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。 なお、農作業を委託した場合の労働は含まない。 また、主に農業経営以外の仕事のために雇っている人が農繁期などに農業経営のための農作業に従事した場合や、7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含む。
農作業の受託	自分の持っている機械（借入れを含む。）を使ってよその農作業を個人的に請け負ったものと、複数の農家の組織活動として請け負ったものの両方を含む。
単一経営	農産物販売金額のうち、主位部門（稲作、畑作、露地野菜、施設野菜、果樹類、酪農、肉用牛、その他）の販売金額が8割以上の経営体又は販売農家をいう。
複合経営	準単一複合経営（農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割

	以上 8 割未満の経営体又は販売農家をいう。) 及び複合経営 (農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が 6 割未満の経営体又は販売農家をいう。) を合わせた経営体又は販売農家とした。
主 業 農 家	農業所得が主 (農家所得の 50% 以上が農業所得) で、調査期日前 1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。
準 主 業 農 家	農外所得が主 (農家所得の 50% 未満が農業所得) で、調査期日前 1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいる農家をいう。
副 業 的 農 家	調査期日前 1 年間に 60 日以上自営農業に従事している 65 歳未満の世帯員がいない農家 (主業農家及び準主業農家以外の農家) をいう。
専 業 農 家	世帯員の中に兼業従事者 (調査期日前 1 年間に他に雇用されて仕事に従事した者又は農業以外の自営業に従事した者) が 1 人もいない農家をいう。
兼 業 農 家	世帯員の中に兼業従事者が 1 人以上いる農家をいう。
第 1 種兼業農家	農業所得を主とする兼業農家をいう。
第 2 種兼業農家	農業所得を従とする兼業農家をいう。
世 帯 員	原則として住居と生計を共にしている者をいう。出稼ぎに出ている人は含むが、通学や就職のためよそに住んでいる子弟は除く。 また、住み込みの雇人も除く。
農 業 従 事 者	15 歳以上の世帯員のうち、調査期日前 1 年間に 1 日以上自営農業に従事した者をいう。
農 業 就 業 人 口	自営農業に従事した世帯員 (農業従事者) のうち、調査期日前 1 年間に自営農業のみに従事した者、農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち自営農業が主の人口をいう。
基幹的農業従事者	農業就業人口 (自営農業に主として従事した世帯員) のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。
農 業 専 従 者	調査期日前 1 年間に自営農業に 150 日以上従事した者をいう。

(参考) 世帯員の就業状態区分

		仕事への従事状況			
		自営農業のみに従事	自営農業とその他の仕事の両方に従事		仕事に従事しなかった
			自営農業が主	その他の仕事为主	
ふだんの主な状態	主に仕事	基幹的農業従事者 農業従事者			
	主に家事や育児				
	その他				

14 東日本大震災の影響による対応

本調査の母集団としているセンサスにおいて、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域（平成26年4月1日時点の避難指示区域であり、福島県楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域並びに南相馬市、川俣町及び川内村の一部地域）内について、調査を実施できなかったため、本調査の結果には当該区域は含まない。

15 利用上の注意

(1) 調査について

本調査は農林業センサス実施年以外の年における農業構造の年次的動向を把握するために行う調査であるが、農林業センサスが全数調査であるのに対し、本調査は標本調査であるため、農林業センサス結果と本調査の結果を直接比較する際には留意する必要がある。

特に、全国農業地域別及び都道府県別の統計表においては、一部の表章項目について、集計対象者数が極めて少ないことから相当程度の誤差を含んだ値となっており、結果の利用にあたっては留意する必要がある。

また、推定式に基づき集計区分ごと及び推定対象項目ごとに推定した結果であるため、項目間の結果を比較する際には留意する必要がある。

(2) 統計の表示について

ア 数値の四捨五入について

統計表の数値については、推定値の原数を10の位を四捨五入して表示したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

イ 表中に使用した記号は、次のとおりである。

「0.0」：単位未満のもの（例 0.04千戸→0.0千戸）

「－」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「△」：負数又は減少したもの

「nc」：計算不能

(3) この報告書に掲載された数値を他に転載する場合は、「平成31年農業構造動態調査」（農林水産省）による旨を記載してください。

(4) 本統計の累年データについては、農林水産省ホームページ「統計情報」の分野別分類「農家数、担い手、農地など」の「農業構造動態調査」で御覧いただけます。

【<http://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noukou/index.html#1>】

また、同ホームページに掲載していない統計表もありますので、詳細を確認したい方は下記お問合せ先までご連絡ください。

なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表等を掲載します。

16 お問合せ先

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課センサス統計室農林漁業構造統計班

電 話：(代表) 03-3502-8111 (内線3664)

(直通) 03-3502-8093

FAX： 03-5511-7282

※ 本調査に関するご意見・ご要望は、「16 お問合せ先」のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】